

通所型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書

1、委託業務名 通所型短期集中予防サービス事業業務委託

2、事業目的

生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施し、サービス利用の結果、運動機能の維持、向上を図ることで、要介護状態になることを防ぎ、日常生活の活動を高め家庭や社会への参加につなげ、自分らしい生活の確立を支援することを目的とする。

3、委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4、対象者

魚沼市に住所を有する65歳以上の者で、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）のうち、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、趣味活動等の生活行為に支障のある者に対し、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにより、事業参加が適当であると判断し、その本人が参加を希望している者。

5、事業内容

(1) 運動器の機能向上プログラム

加齢等に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から本人の状態に沿ったプログラムを実施する。

(2) 実施場所

受託事業者が設置運営する事業所内または事業者において借用した場所及び市内において出張形式で実施可能な場所とする。旧6町村毎に1か所、会場を設置する。

会場への送迎が必要な利用者がいた場合は、利用者の担当の地域包括支援センター職員が調整するものとする。

(3) 実施時間

1回の所要時間は概ね60分間とする。（休憩時間を含む）

(4) 実施回数

本人の状態に応じて、週1～2回、3～6か月間で合計12～24回

(5) サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮する。

6、実施の流れ

(1) 実施調整

事業の利用者は魚沼市市民福祉部介護福祉課で確定し、受託者に連絡する。

受託者は、地域包括支援センターが作成した事業の利用予定者に係る情報提供を受ける。

(2) 個別計画の作成

地域包括支援センターが作成した利用者基本情報及びケアプランから、利用者の状態を把握し、かつ、体力測定を実施し、生活機能維持・向上のための個別計画を作成する。必要に応じて主治医や地域包括支援センター等と連携する。

(3) プログラムの実施

運動器の機能向上プログラムを実施する。利用者が自宅でも継続して介護予防が行えるようなプログラムを実施するよう配慮する。

受託者は、運動前後の健康確認をし、軽体操等のウォーミングアップを十分に行い、安全に

運動ができるように配慮する。

(4) 中間アセスメント

個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、概ね3か月を経過した時点で受託者が簡易な体力測定（開眼片足立ち、5m歩行、タイムアップゴーテスト）等の評価を行い、利用者の担当の地域包括支援センター職員がサービス担当者会議等のカンファレンスを開催する。カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してよい。

(5) 事後アセスメント

事業終了後、目標の達成と客観的な生活機能の状態を評価するため、事後アセスメントとして、基本チェックリスト、主観的健康感、簡易な体力測定（開眼片足立ち、5m歩行、タイムアップゴーテスト）等を行う。利用者の担当の地域包括支援センター職員はサービス担当者会議等のカンファレンスを開催する。

(6) 上記の他にも事業に必要な打合せは、随時行うものとする。

7、人員配置

理学療法士、作業療法士または健康運動指導士等の保健・医療の専門職 1人
高齢者の運動指導に十分な経験を有する運動指導補助員

8、利用実績報告

受託者は、当月分の利用者の利用実績をとりまとめ、業務月の翌月の7日までに市に報告するものとする。

9、委託料

委託料については、1回1人あたりの単価契約とし、実施回数に応じて支払うものとする。

10、委託料の支払

月々の実績により、当月分を翌月10日までに市に請求するものとする。市は、その内容を審査のうえ、請求書を受領した日から30日以内に受託者に支払うものとする。

11、委託事業の調査

市は受託者に対し、必要に応じて事業の状況について報告を求めることができる。

12、事業報告

受託者は、委託業務終了後、速やかにその事業報告を市に報告するものとする。

13、事故発生時の対応

受託者は、委託業務を行う際に、事故が発生した場合は速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。